

山梨地方最低賃金審議会
第3回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

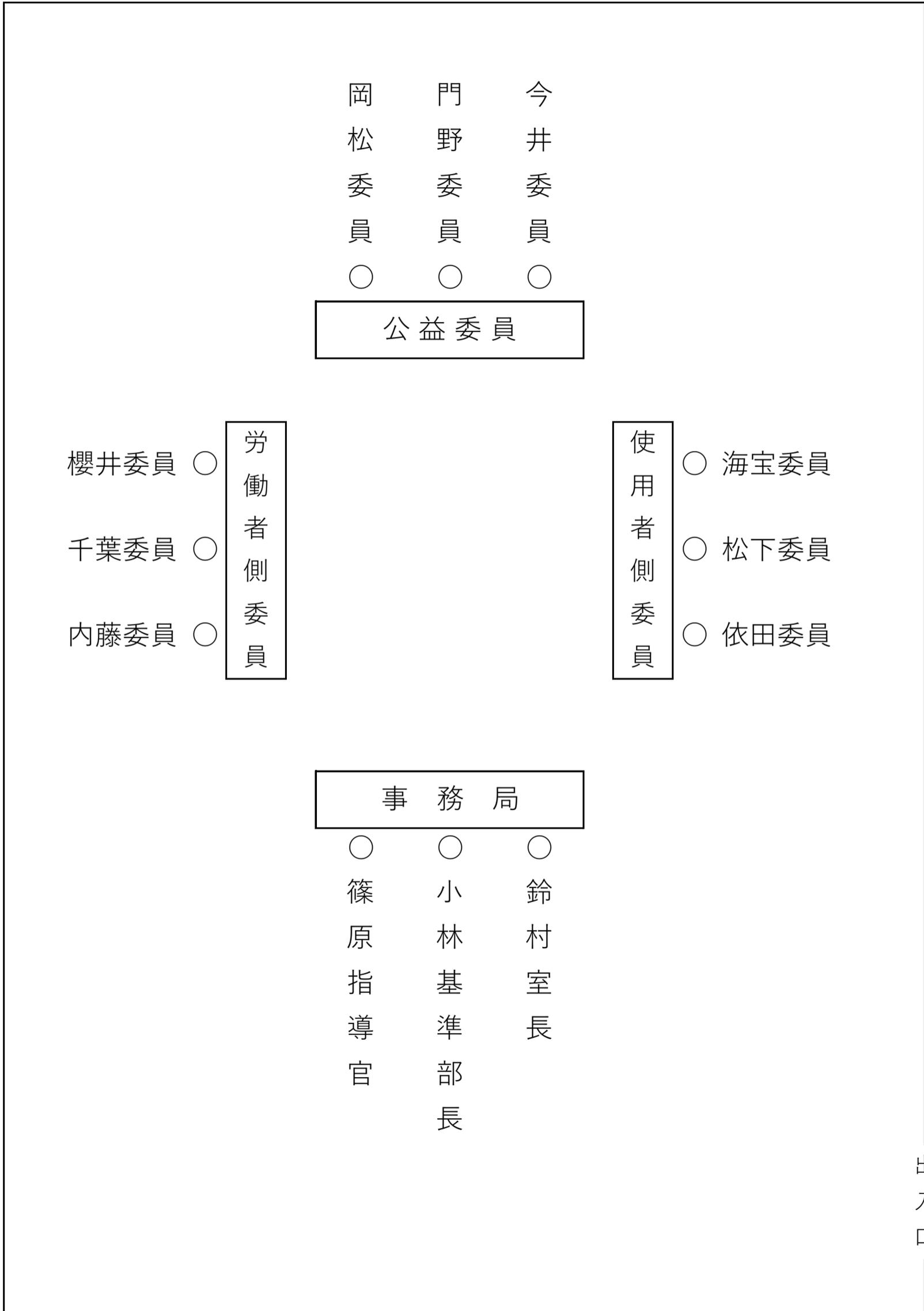
と き：令和6年11月5日
と ころ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 改正審議
 - (2) その他
- 3 閉 会

第3回 山梨県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 配席表 (11/5)

山梨労働局 1階大会議室



山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第3回山梨県自動車・同附属品製造業専門部会)

令和6年11月5日

第3回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 (R6.11.5)
配付資料目次

1 輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況

1

令和6年度 輸送用機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	自動車	都道府県	地域別最低賃金(R06)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R06)						04-05 の引上 げ額	地賃と の差額
			時間額 (円)	格 差 (東京 =100)	引上額 (円) (B)	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格 差 (兵庫 =100)	引上額 (円) (A)	引上率 (%)	部会 結審日		
A		東京	1,163	100.0	50	4.49	-	-	-	-	-		-	
A		神奈川	1,162	99.9	50	4.50	-	-	-	-	-		-	
A	自	大阪	1,114	95.8	50	4.70	1,068	1,119	99.4	51	4.8	R6/09/30	+70	+5
A		愛知	1,077	92.6	50	4.87	1,028	1,081	96.0	53	5.2	R6/10/09	+31	+4
A		千葉	1,076	92.5	50	4.87	-	-	-	-	-		-	
A		埼玉	1,078	92.7	50	4.86	1,055	1,102	97.9	47	4.5	R6/09/24	+42	+24
B		兵庫	1,052	90.5	51	5.09	1,075	1,126	100.0	51	4.7	R6/09/13	+41	+74
B		京都	1,058	91.0	50	4.96	1,028						+35	
B		茨城	1,005	86.4	52	5.46	-	-	-	-	-		-	
B		静岡	1,034	88.9	50	5.08	1,028	1,073	95.3	45	4.4	R6/10/10	+33	+39
B		富山	998	85.8	50	5.27	995	1,035	91.9	40	4.0	R6/10/29	+35	+37
B	自	広島	1,020	87.7	50	5.15	998	1,045	92.8	47	4.7	R6/10/21	+34	+25
B		滋賀	1,017	87.5	50	5.17	1,016	1,062	94.3	46	4.5	R6/10/21	+35	+45
B	自	栃木	1,004	86.3	50	5.24	1,016	1,064	94.5	48	4.7	R6/10/22	+38	+60
B		群馬	985	84.7	50	5.35	1,006	1,056	93.8	50	5.0	R6/10/30	+41	+71
B		宮城	973	83.7	50	5.42	-	-	-	-	-		-	
B	自	山梨	988	85.0	50	5.33	971						+10	
B		三重	1,023	88.0	50	5.14	1,022	1,047	93.0	25	2.5	R6/10/07	+35	+24
B		石川	984	84.6	51	5.47	1,000	1,040	92.4	40	4.0	R6/10/07	+29	+56
B		福岡	992	85.3	51	5.42	1,029	1,081	96.0	52	5.1	R6/10/08	+42	+89
B		香川	970	83.4	52	5.66	1,041						+38	
B	自	岡山	982	84.4	50	5.36	991	1,039	92.3	48	4.8	R6/10/31	+35	+57
B		福井	984	84.6	53	5.69	-	-	-	-	-		-	
B		奈良	986	84.8	50	5.34	-	-	-	-	-		-	
B		山口	979	84.2	51	5.50	1,036	1,088	96.6	52	5.0	R6/10/15	+51	+109
B		長野	998	85.8	50	5.27	994	1,043	92.6	49	4.9	R6/10/11	+38	+45
B		北海道	1,010	86.8	50	5.21	990	1,040	92.4	50	5.1	R6/10/02	+42	+30
B	自	岐阜	1,001	86.1	51	5.37	1,005	1,057	93.9	52	5.2	R6/10/11	+33	+56
B		徳島	980	84.3	84	9.38	-	-	-	-	-		-	
B		福島	955	82.1	55	6.11	954	1,005	89.3	51	5.4	R6/10/23	+38	+50
B		新潟	985	84.7	54	5.80	-	-	-	-	-		-	
B		和歌山	980	84.3	51	5.49	-	-	-	-	-		-	
B		愛媛	956	82.2	59	6.58	1,015	1,070	95.0	55	5.4	R6/10/21	+30	+114
B	自	島根	962	82.7	58	6.42	970	1,028	91.3	58	6.0	R6/10/02	+19	+66
C		大分	954	82.0	55	6.12	951	997	88.5	46	4.8	R6/10/21	+38	+43
C		熊本	952	81.9	54	6.01	965	1,019	90.5	54	5.6	R6/10/08	+34	+67
C	自	山形	955	82.1	55	6.11	961	1,012	89.9	51	5.3	R6/10/18	+42	+57
C		佐賀	956	82.2	56	6.22	-	-	-	-	-		-	
C		長崎	953	81.9	55	6.12	875	必要性なし						
C		岩手	952	81.9	59	6.61	-	-	-	-	-		-	
C		高知	952	81.9	55	6.13	-	-	-	-	-		-	
C		鳥取	957	82.3	57	6.33	-	-	-	-	-		-	
C	自	秋田	951	81.8	54	6.02	961	1,020	90.6	59	6.1	R6/10/07	+23	+69
C		鹿児島	953	81.9	56	6.24	-	-	-	-	-		-	
C		宮崎	952	81.9	55	6.13	-	-	-	-	-		-	
C		青森	953	81.9	55	6.12	-	-	-	-	-		-	
C		沖縄	952	81.9	56	6.25	-	-	-	-	-		-	



令和6年11月5日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長 門野 圭司

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一 岡松 恵 門野 圭司

労働者代表委員

櫻井 澄人 千葉 太一 内藤 安

使用者代表委員

海宝 俊幸 松下 清人 依田 訓彦

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,029円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門 部 会	1	6年10月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	6年10月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議
	3	6年11月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	6年8月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正決定に係る諮問受理



令和6年11月5日

山梨労働局長
高西 盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け山梨労発基0821第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,029円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり